

令和6年10月 小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年10月10日(木) 午後2時8分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第3号 農地所有適格法人要件の確認について

4. 会議に出席した委員(23名)

1番 天本 正幸		2番 寺崎 廣喜
3番 中原 日登美	(欠席)	4番 白水 壽徳
5番 佐藤 和治		6番 藤井 政秋
7番 山下 梅夫		8番 檜原 忠夫
9番 山田 憲二		10番 秋山 儀一
11番 寺崎 多加子		12番 末次 勝記
13番 伊藤 博文		14番 肥山 繁雄
15番 赤川 敏彦		16番 大中 寛敏
17番 末次 実		18番 西岡 利子
19番 野瀬 敏彦		20番 永利 春雄
21番 久光 壽子		22番 西岡 秋義
23番 永利 美津枝		24番 田中 善道

5. 会議に欠席した委員(1名)

6. 会議に出席した事務局職員(3名)

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、議案6件、報告事項3件でございます。
委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

(開会)

議長：

ただいまの出席委員は23名で委員定足数に達しております。
なお、3番委員より、欠席届が出ています。
よって、令和6年10月小都市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。
先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、6番藤井政秋委員、7番山下梅夫委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

[日程第2 議案の審査]

議長：

日程第2、これより議案の審査を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。
よって、21番委員につきましては退席をお願いします。

(退出案内)

議長：

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、横隈地内の田2筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、売買価格等の説明)

譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、井上地内の畑2筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、売買価格等の説明)

譲渡人は農業の廃止、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲受人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題はないと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしていただいたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。
よって原案のとおり許可と決定いたします。

それでは、委員の入室を許可します。

(入室案内)

議長：

次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件でございます。
議案書の2ページをお願いします。

番号1は、干潟地内の田1筆です。宅地への進入路を広げるという計画で、敷地の拡張ということで、申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1件の説明をいたします。

議案書の3ページをお願いします。

番号1は、松崎地内の畑1筆です。事務所建設のため申請があった

ものです。

この申請については、先月の総会でも審議していただいたのですが、農地法上の申請が第4条の自己（自分が行う）農地転用の計画変更ではなく、当初の農地法第5条申請に伴う計画変更であったため、改めて審議していただくものです。

（位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明）

なお先月開催しました地区会議において、了承いただいております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

（質疑、意見なし）

議長：

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第3号は原案のとおり許可相当とし、意見書を付けて県に進達いたします。

次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、7件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、7件のご説明いたします。

議案書の4ページ、番号1と番号2は、譲渡人は異なりますが譲受人及び転用目的が同一のもので、干潟地内の畑2筆です。公共事業に伴う露天資材置場への一時転用の申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

番号3は、干潟地内の畑1筆です。農家住宅の申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

議案書の5ページをお願いします。番号4は、干潟地内の畑1筆です。農家住宅の申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

番号5は、大板井地内の田1筆です。農業用倉庫建設のため申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

番号6は、福童地内の田4筆です。露天資材置場設置のための一時転用申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

6ページをお願いします。番号7は、光行地内の田2筆です。公共事業に伴う露天資材置場設置のため、一時転用申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第4号は原案通り承認することに決定します。

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、2件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとされております。

よって、18番委員につきましては退席をお願いします。

(退室案内)

議長：

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転についてご説明します。

議案書の7ページ、番号1は、横隈地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

番号2は、山隈地内の田2筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。
以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第3分科会長：

ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙

手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第5号は原案通り承認することに決定します。

それでは、委員の入室を許可します。

(入室案内)

議長：

次に、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権貸借について、2件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権貸借についてご説明します。

議案書の8ページをお願いします。

番号1は、干潟地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

番号2は、干潟地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者等の説明)

なお、地区会議においても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしていただいたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第3分科会長：

ご報告いたします。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権貸借について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見等なし)

議長：

特にないようです。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第6号は原案通り承認することに決定します。

[日程第3 報告事項]

議長：

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。

報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

書記：

それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出23件につきまして報告いたします。

議案書9ページ、番号1は、山隈地内の田2筆で、借人の都合により合意解約されたものです。

番号2は山隈地内の田2筆です。売買のため合意解約されたものです。

番号3は津古地内の田3筆です。借人の都合のため合意解約されたものです。

10ページをお願いします。番号4は山隈地内の田2筆です。借人の都合のため合意解約されたものです。

番号5は光行地内の田1筆です。賃借人変更のため合意解約されたものです。

番号6は下西鯨坂地内の田1筆です。賃借人変更のため合意解約されたものです。

11ページをお願いします。番号7は大板井地内の田5筆です。貸人の都合のため合意解約されたものです。

番号8は12ページにまたがります。下岩田地内の田3筆、畑3筆です。貸人の都合のため合意解約されたものです。

番号9は上岩田地内の田2筆です。貸人の都合のため合意解約されたものです。

番号10は上岩田地内の田2筆です。貸人の都合のため合意解約されたものです。

13ページ、番号11は、赤川地内の田2筆です。貸人の都合のため合意解約されたものです。

番号12は二夕地内の田4筆、古飯地内の田1筆です。貸人の都合のため合意解約されたものです。

14ページ、番号13は、上岩田地内の田1筆です。貸人の都合のため合意解約されたものです。

番号14は、山隈地内の田1筆です。貸人の都合のため合意解約されたものです。

番号15は、井上地内の畑1筆です。売買のため合意解約されたものです。

15ページ、番号16は、井上地内の田2筆です。契約変更のため合意解約されたものです。

番号17は、古飯地内の田2筆です。契約変更のため合意解約されたものです。

番号18は、下岩田地内の畑1筆です。貸人の都合のため合意解約されたものです。

16ページ、番号19は、上岩田地内の田2筆です。契約変更のため合意解約されたものです。

番号20は、上岩田地内の田1筆、下岩田地内の田1筆です。契約変更のため合意解約されたものです。

番号21は、上岩田地内の田1筆です。契約変更のため合意解約されたものです。

17ページ、番号22は、干潟地内の田1筆です。借人の都合のため合意解約されたものです。

番号23は、稲吉地内の田3筆です。契約変更のため合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の18ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、稲吉地内の畑2筆です。一般個人住宅建設のため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の19ページをご覧ください。

報告第3号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたし

ます。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、1団体の報告です。

農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。

報告事項3件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整

理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和6年10月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

令和6年10月10日(木) 午後3時6分閉会